



## 目次

- ・経産省「新エネ特措法」が閣議決定 ・経産省の報告書と特措法案の問題点----- 1
- ・自然エネルギー促進議員連盟の動き ・新エネ特措法に対する議連の意見----- 2
- ・新エネ特措法案の今後 ・議連、GEN、経産省の流れ ・NGO 共同記者説明会----- 3
- ・シンポジウム・ワークショップ ・新刊本の紹介 ・編集後記----- 4

## 経済産業省「新エネ特別措置法」が閣議決定 「固定価格買い取り制」は入れられず

さる3月15日、経済産業省の「電気事業者による新エネルギー等利用に関する特別措置法」（いわゆるRPS法）が閣議決定された。これにより、RPS法案は、国会に提案され、議院運営委員会（議運）での決定を待って、各院委員会（この場合は経済産業委員会）で審議、そのまま行けば、承認という手続きがとられることとなる。

この法案は、1999年12月末に立ち上げられ、2001年暮れに報告書を取りまとめた総合エネルギー調査会新エネルギー部会の結果を反映したものである。

報告書については、前回お送りしたニュースレター10号でも報告したが、「再生可能エネルギー供給割当制度」（RPS：Renewable Portfolio Standard）という制度を推

奨している。わたしたちが、運動を進めてきた「固定価格買い取り制度」ではない。

RPS制度は、電気事業者に対して、供給する電力の一定割合を自然エネルギーで賄うよう義務付けるもので、電気事業者に供給義務づけを行うことから、定められた割合までは導入促進が進む可能性は高いが、制度の作り方によっては、全く逆効果の、自然エネルギーの促進を阻害するものになりかねない。

今回の経済産業省の法案は、まさにこの危険性をはらんだものだといわなければならない。

## 経済産業省の報告書と特措法案の問題点 ●報告書の問題点について

詳しくは、GEN ホームページにある GEN のパブリックコメント提出資料や今回ニュースレターに添付した資料を見ていただくとして、経済産業省の報告書に関しては、簡単には、以下のような懸念があげられる。

- 1) 定められる割合そのものが低い：特に今回は2010年で電力の1%という数字が上げられており、例えばEUの12%などに比べ、大変低い。
- 2) 割合の低さに加え、自然エネルギー以外のものが含まれている：政府は「新エネルギー」の中に自然エネルギーを入れ込んでいて、「新エネルギー」全体で見ると、ごみ発電がそのほとんどを占める計画になっており、風や太陽などの自然エネルギーはごくわずかである。

## ●特措法案の問題点について

また、2月半ばから省庁折衝が始まり、3月には与党折衝が徐々に始められた経済産業省の法案そのものに関しても、以下のような問題点がある。（添付の声明を参照）

- 1) 地球温暖化防止関連法案であるにもかかわらず、当初省庁協議にかけられた法案には、目的として、代替エネルギーしか上げられておらず、地球温暖化防止の観点が入っていなかった。にもかかわらず、法

- 3) それぞれ格差のあるエネルギーに競争を持ち込む：上記に加えて、コスト差のあるエネルギーを全体で競争させるもので、太陽光などはまったく枠外となる。風力も、ごみ発電に押されて普及しない可能性が高い。
- 4) 市場が一方的になりがち：自然エネルギーの供給量に関して、電気事業者間の格差が大きくなる。また、電気事業者の「供給は義務付けられる」が、自然エネルギー事業者の電気「の買い取りが保証されるものではない」ため、自然エネルギー事業者の立場からすると、市場交渉の際の力の落差は埋まらず、相変わらずの買い手市場となる。
- 5) 一定割合の中で多様な地域特性を括ってしまう危険性：量と価格が最優先されるために、地域や市民主導で育ってきた自然エネルギーは評価されなくなる。
- 6) 廃棄物発電は、温暖化防止政策に逆行する。
- 7) RPS そのものの効果が不確かなど。

案を説明する資料の多くは、地球温暖化の観点が触れられており、法案とはまったく違う目的が述べられていた（後に、「環境保全」が加えられた）。

- 2) すべての経済産業大臣の判断や総合資源エネルギー調査会の判断で決められ、公平性が保たれるとなっていた（後に、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣などの関与が加えられた）。
- 3) 報告書では、「証書」取引を行うとされ、自然エネルギーの環境付加価値部分のみを切り離した市場創設が前提とされていたのに、法律には明記されず、政

令で定めるとしている。経産の説明によると、経産大臣が、電子クレジットを振り込む形となっており、その情報は公開される保証がなく、自然エネルギーの売り手にとって、大変不透明な市場が形成されかねない。

#### 4) その他、前述の報告書の問題点で挙げた懸念

特に法案に関しては、最初の2つの項は、省庁・与党折衝の中で若干改善が見られた。これは、気候ネット、北海道グリーンファンド、グリーンピースジャパン、環

境行政フォーラムの青山貞一さんら有志、その他多くの方々が、短い呼びかけ期間にも関わらず、キャンペーンを展開・賛同してくれたおかげで、マスコミにも取り上げられ、一定の圧力をかけることができたことも大きい。しかし、その他の項目はまったくそのまま、「証書」の取引を明記しないなど、昨年12月の報告書と比べても、もっと不透明で、どうにでも解釈できる内容のままになっている。

また、特にわたしたちNGOが強く反対したごみ発電と廃プラ発電の問題については、全く改善されていない。

## 自然エネルギー促進議員連盟の動き

わたしたち「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク(GEN)を中心とする環境NGOは、ドイツ式固定価格買い取り制にならった「自然エネルギー促進法」の日本での立法化を目指して活動してきた。

GENと同時期に立ち上げられた「自然エネルギー促進議員連盟」でも、原則的には、固定価格買い取り制を目指して活動が続けられてきた。しかし、議連では、会長の交代や2度にわたる選挙、政府審議会の議論がまとまったことなどで、議連成立当初とは若干情勢が変わってきた。そして、議連でも、政府RPS法案の改訂版を提案するなどして、政府案に対抗していくことを確認した(議連の固定価格とRPSの二つの案はGENウェブサイトに掲載)。また議連会長の意向もあって、今年2月13日に、昨年8月以来、約半年ぶりに開催された議連総会では、

議連が認めた法案二つを経済産業省に示して、議連の意向の尊重を求めた。つまり、議連の案は、国会に上程されず、経済産業省に手渡されたのである。(※議員連盟の設立やGENの運動の流れ、政府審議会の経緯に関しては、GEN新刊本「自然エネルギー100%コミュニティをめざして」に詳しく書かれています)

出てきた経済産業省の案は、単に「電気事業者に義務付け」という部分のみが共通なだけで、義務付けした内容も、推進するエネルギーの中身も、予想される市場も、従来議連が進め、GENが推進してきた、固定価格買い取り制とはまったく違ったものになっていた。

わたしたちNGOは記者会見を開催し声明を発表して(添付資料-1参照)、経産省案に対して異議を表明したが、議員連盟では、総会で確認されたように議連の意向を反映すべしとして、以下の通り、7つの項目をあげ経産省案の改正を迫った。

\*\*\*\*\*

### 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法に対する意見

自然エネルギー促進議員連盟法制化ワーキングチーム

2002.02.27

自然エネルギー促進議員連盟では、過去一兩年の研究の結果、自然エネルギー供給促進、とりわけ自然エネルギーによる発電とその利用を政策的に促進する緊急の必要性があることを認識し、二つの「自然エネルギー供給促進法案」を準備した。その一は、いわゆる「固定価格買い取り方式」を制度化するものであり、その二は、「証書取引を伴うRPS」を制度化するものである。

我々はこれら二法案のいずれかを法制化することを最善としつつ、政府によるRPS法制化を促すことにも努めてきた。

このたび、政府による標記法律案が準備されていることは、我々の運動の成果であると認識するものであるが、準備されている法律案を精査すると、その内容は、なお重要な改善を加えるべきものであると考える。

したがって、ここに、下記の通り同法案に対する我々の意見を表明して、政府の善処を要請するものである。

記

#### 1. 地球温暖化対策との関連について

本法案は、COP7合意を受け、地球温暖化防止のための国内対策の一環として制定されるべきものであるから、その趣旨を目的規定の中に明確に規定すること。

#### 2. 新エネルギー等の定義について

再生可能なバイオマスエネルギーを新エネルギーとして法律上明確に位置づけるとともに、廃棄物エネルギーについては、石油起源の廃棄物によるエネルギーを除外すること。

#### 3. 新エネルギー等電気の基準利用量について

基準利用量の決定は、経済産業大臣が行うものであることを法文上で明確にするとともに、基準利用量は、新エネルギーの種類ごとに定めることとすること。

#### 4. 総量買い上げの確保について

電気事業者が、新エネルギー等電気の総量を適正価格で買い取ることを保証する仕組みを設けること。

#### 5. 新エネルギー等電気の基準利用量にかかる情報公開について

基準利用量の設定及びその達成の状況に関する電気事業者等の情報開示義務を規定すること。

#### 6. 発電設備及び系統連結に関する助成等について

自然エネルギー発電設備に対する国の助成の根拠規定を設けるとともに、系統連結の効率化等に関する措置を規定し、必要な助成の根拠を規定すること。

#### 7. 主務大臣の追加について

農林水産大臣、環境大臣及び国土交通大臣を主務大臣に加えること。



## 新エネ特措法案に議連の7項目要求はほとんど反映されず：0.5勝6.5敗

議連要求項目1に関しては、あくまで「環境保全」であって「地球温暖化防止」ではないのでバツ。2から6までは全く反映されずバツ。7の「主務大臣」について

は、「関与」が認められたために、半分マル。つまり、全体で、0.5勝6.5敗の評価である。議連法制化ワーキンググループの会議でも確認されたが、これでは到底議連の意向が反映された法案であるとは言えない。一部報道で「議連は経産RPSで一本化」という情報が流されたが、議連としてはそのような確認はまったく行っていない。

## 新エネ特措法案の今後

閣議決定の後、どのようなスケジュールを辿るのか、今の時点で予測することは大変難しい。閣議決定によって法案は国会に提案されたことになる。

まず、議院運営委員会（議運）での決定を待って、各院委員会（この場合は経済産業委員会）で審議、そのまま行けば、承認という手続きがとられる。各院委員会の構成人数は各党の議席数によって決められているため、与党多数決で法案がそのまま通過する可能性が高く、大幅な変更は望めない。

野党が本気で闘うとすれば、審議入りを阻止し（「つる

し」といわれる方法）、審議入りさせないことを条件に交渉を行うことは可能であろう。いずれにしても、その他の法案の審議状況など、国会の情勢変化に大きく左右されるので、すべてに目配りしながら戦略を練らなくてはならない。

しかし、現時点では、国会での承認はまだ行われておらず、わたしたちは、あくまで「固定価格買い取り法」の成立をめざすNGOとして、今後とも国会への働きかけを続けると共に、さまざまな可能性を探っていきたいと考えている。

## <議連、GEN、経産省の半年間の流れ>

2001年8月

・議連総会開催

議連としては法制化をめざさず、経産省の案を応援するという橋本会長の意見に対し、自民党野沢泰三議員が、国会の意志を示すことが必要であり、期限は来国会、それ以降になるなら議連で法案提出、と発言、了承される。

2001年9月

・新エネルギー部会新市場拡大措置検討小委員会開始

飯田新エネルギー部会委員をはずして小委員会設置。審議内容は、いかに「固定価格買い取り制」が規制的で「RPS」が優れているかという偏った内容に費やされ、結果としてRPS法案の実質的課題や対象エネルギーの問題、市場のシステムなどの議論がまったくできず。

・GEN主催、自然エネルギー市民委員会開始

2001年11月

・新エネルギー部会新市場拡大措置検討小委員会終了

パブリックコメント3週間

最終回の報告書案には廃棄物などに関して異論が相次いだにもかかわらず、事務局委託でとりまとめ。

2001年12月

・新エネルギー部会、小委員会の報告書を承認

制度設計の不透明さ、廃棄物などに関して異論が相次いだにもかかわらず、RPSで行くということのみ確認して終了。異論が次いだ点については、ワーキンググループなどで検討すると部会長は明言したが、まったく開催されず、そのまま法制化へ。この後、2月までの

動きはまったく水面下。

・GEN主催、自然エネルギー市民委員会提言とりまとめ

・議連総会、開催直前に延期

2002年2月

・議連総会開催

前年12月から検討していたRPS対抗案をとりまとめ、議連として2つの法案を提示。意向を反映するよう経産省に要請。

・中旬から、省庁協議開始

この時点で、法案は一度も与党議員にもまったく提示されず、「地球温暖化防止」を強調した資料のみで、議員ロビーが展開され、与党議員はほとんど了承。

・NGO 共同記者会見

GEN、気候ネット、グリーンピースなど、共同声明及び共同記者説明会実施。

・議連、7項目改善要求提示

2002年3月

・省庁協議難航

当初3月1日に予定されていた閣議決定が、他省庁の激しい抵抗にあって難航、延期となる。同時に与党内部でも、経産省案に対する異論や懸念が続出。

・GEN、気候ネット、国会議員ロビー

・省庁協議終了

初旬-中旬、いくつかの譲歩項目を入れて、省庁交渉終了。

・閣議決定

12日、自民党了承、公明党了承

15日、閣議決定

## NGO 共同記者説明会開催 自然エネルギーがゴミ発電に駆逐される－経産省の悪法に反対！

3月4日、弁護士会館（東京都千代田区）において、GEN、気候ネットワーク、グリーンピース、FoE Japanが共同で記者会見を行い、共同声明を発表、経産省のRPS法案の問題点について説明を行った。共同声明には、短期間であったにもかかわらず、事前に多くの方々の賛同を得た。翌日、朝日新聞等、マスコミにもとりあげられた。

別添の共同声明（添付－1）および説明資料（添付－2）をご覧ください。

## 「自然エネルギー100%コミュニティ シンポジウム&ワークショップ」開催

GENは2月21日(木)、環境省及び東京都の後援を得て、国立オリンピック記念青少年総合センターで、シンポジウム及びワークショップを開催した。今回は特に自治体を中心として自然エネルギー導入の試みを行い、成功を収めている欧州地域での担当者、日本の先進自治体、自治体政策の研究者、及び環境省を招き、自治体と市民が主体となって自然エネルギーを導入することの意義を考え、実践および成功事例の紹介を行った。

### シンポジウム (18 時 30 分~21 時)

自治体関係者、研究者、NGOに加えて学生を含めた多くの一般参加者(約170名)を得て開催された。ジャン・ポール・ルネさん(欧州委員会運輸エネルギー総局)及びゾーレン・ハーマンセンさん(デンマーク・サムソ島エネルギー環境事務所)による「欧州における自然エネルギー100%をめざす自治体の取り組み」と題した講演の後、竹内恒夫さん(環境省地球環境局地球温暖化対策課)、大野輝之さん(東京都環境局企画課)、諸富徹さん(横浜国立大学)、さらにはジャン・ポール・ルネさん、ゾーレン・ハーマンセンも加わっての「地方自治体発、エネルギー改革」をテーマとするパネルディスカッションが飯田哲也さん(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)の司会のもとに行われた。

### ブックレットを出版

#### 『自然エネルギー100%コミュニティを めざして』

GENの新しいブックレットができました。皆様に一冊でも多くGENから購入していただきたいので、お知り合いの方々にも是非おすすめ下さい。

2002年3月1日 発行

編者:「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

発行:かもがわ出版 115頁 定価1000円(税別)

GENへのお申し込み:メール又はFAXで申し込み下さい。

定価:1000円+送料で直ぐにお送りします。

#### ◆目次◆

はじめに

#### 第I部 自然エネルギー促進法の行方

##### 第一章 自然エネルギー促進法の経過

1. 自然エネルギー促進法とは何か
2. 自然エネルギー促進法を巡る政治経過

##### 第二章 RPS制度の特長と経済産業省RPS案検証

1. RPSの制度設計
2. RPSの特長と課題ー固定価格買い取り制度と比較して
3. 先行事例の評価 米国テキサス州
4. 日本版RPS案の検証
5. 「自然エネルギー市民委員会」からの提案

##### 第三章 市民立法に向けて

### ワークショップ (13 時 30 分~15 時)

シンポジウムに先だって、地方自治体関係者、研究者、NGO等の専門家を対象にしたワークショップが開催された(参加者約50名)。

ジャン・ポール・ルネさん及びゾーレン・ハーマンセンさんによる「欧州での取り組みに関する成功要因」と題する講演の後、下記の方々による問題提起及び事例紹介が行われ、活発な討論が行われた。

#### 問題提起/事例紹介

- (1) 地方環境税の可能性: 諸富 徹さん(横浜国立大学)
- (2) 地球温暖化防止策としてのエネルギー政策、地域での可能性: 中島恵理さん(環境省地球環境局地球温暖化対策課)
- (3) 「地球温暖化阻止!東京作戦」: 谷口信雄さん(東京都環境局企画課)
- (4) 「びわこ・おひ様基金」について: 中川修治さん(「太陽光・風力発電」トラスト)
- (5) 参加自治体からの問題提起: 吉田和明さん(岩手県企業局総務課)、下天摩 博さん(岩手県葛巻町環境エネルギー政策課)、清水文和さん(滋賀県新旭町役場企画広報課)、遠藤直仁さん(北海道稚内市企画調整部企画課)、釜須義宏さん(三重県政策調整課)、西村泰正さん(三重県久居市企画課)

現在、報告書を作成中であり、4月上旬に完成予定です。

#### 第II部 自然エネルギー100%コミュニティに向けて

##### 第四章 欧州の「自然エネルギー100%コミュニティ」計画

##### 第五章 自然エネルギー100%コミュニティ・ワークショップ講演より

1. 自治体主導のエネルギー環境政策の意義
2. 地方自治体による環境税の事例  
産業廃棄物税の創設・三重県
3. 日本の自治体における先駆的な取り組み  
東京都、北海道稚内市、山形県立川町、  
長野県飯田市、埼玉県川越市

#### 第III部 グリーン電力の可能性

##### 第六章 市民がつくる風力発電?北海道グリーンファンドの経験

1. 市民が作るグリーン電力
  2. 「市民風力発電所・1号機」の事業概要
  3. 日本初 市民風車の運転開始
- ##### 第七章 グリーン電力制度の現状と未来
1. グリーン電力の思想
  2. グリーン電力の発展と電力自由化
  3. グリーン電力に求められるものとこれから

#### おわりに 資料

1. 各国におけるRPSの導入・検討状況
2. 「グリーン電力証書システム」について
3. 実効性のある「自然エネルギー発電促進法」の早期成立を求める意見を決議した自治体及び賛同自治体

#### 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

〒160-0004

東京都新宿区四谷 1-21 戸田ビル 4F

TEL:03-5366-1186 FAX:03-3358-5359

E-mail: gen@jca.apc.org

URL: <http://www.jca.org/~gen/>

**編集後記** 地球温暖化のせいか、桜の開花が早いようです。「新エネ特措法」が閣議決定され、今国会に提案されることになりました。GENの立場はあくまでも「固定価格買い取り制」であり、ゴミ発電が自然エネルギーを駆逐するような経産省の悪法には反対していきます。GENの新しいブックレットを是非、購入下さい。(安間)